

足利銀行 普通預金（照合表口）規定 新旧対照表 （2026 年 10 月 1 日 一部改定）

変更箇所のみ記載（変更部分は赤字）

変更前	変更後	備考
【普通預金（照合表口）規定】 4. 証券類の受入れ （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （以下、略）	【普通預金（照合表口）規定】 4. 証券類の受入れ （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （以下、略）	

以 上